

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について

1. 経緯

前回の地域包括ケア推進部会において、神戸市における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」（＝にも包括）の取り組みを議論する会議体に関してご質問をいただいた。

「にも包括」に関する事業は、保健課や精神保健福祉センター、各区保健センターをはじめとして国が示している構築推進事業に取り組んでおり、実務者レベルでの「協議の場」も設置している。しかしながら、この会議体は、事業内容を評価し政策につなげていくような機能に欠けていた。

3月30日に開催した神戸市市民福祉調査委員会精神保健福祉専門分科会において議題に挙げ意見を伺った。

2. 精神保健福祉専門分科会での主な意見

会議体に関する意見は特になかったが、「にも包括」自体の取り組みについて次のような意見をいただいた。

- ・ 地域の中で精神障害者が暮らすための住宅の確保に加え、周辺住民の理解を得る取り組みが重要
- ・ 一般市民、国民の中にある差別意識の払拭が必要
- ・ 取り組みを区レベルに落とさないと実態が見えてこない
- ・ 自立支援協議会との連携を図るべき
- ・ 家族会の役割が位置づけられていない
- ・ コロナの影響もあるだろうが各区に設置されている精神障害者支援助地域協議会が開催されていない区がある。地域と密着してさらに進めるべき
- ・ ピアサポーターのかかわりは非常に重要。養成を強化すべき
- ・ 当事者主体の決定が出来るための情報提供や意思決定支援がなされるべき
- ・ 施設・病院を出ても地域がまた大きな施設になってしまうのではないかという指摘もある
- ・ 施策の設計、モニタリング、評価に当事者を入れるべき
- ・ 精神疾患については予防教育が重要
- ・ 地域において医療に繋がっていない精神障害者がたくさんいる。精神障害者に対して初期集中のアプローチも必要ではないか

3. 今後の取り組みについて

上記2の視点を十分意識し、今後の「にも包括」に係る施策を推進していく。

また、その取り組みを評価し施策の推進につなげるため、下記のスキームにて精神保健福祉専門分科会に「(仮称)精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会」を設置したいと考えている。

神戸市市民福祉調査委員会 精神保健福祉専門分科会

精神障害者保健福祉手帳判定・自立支援医療費（精神通院費）
支給認定・指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定部会
【判定部会】

新設<案>

(仮称)精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会
【にも包括部会】

委任事務

- (1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関すること
- (2)精神障害者の支援施策に関すること

委員（10 数名）

- ・当事者
- ・精神障害に係る関係団体
- ・専門分科会長の指名する専門分科会委員
- ・保健医療関係者
- ・学識経験者
- ・その他関係者